船橋市空家等対策計画(令和3年度~令和12年度)

【概要版】

船橋市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号。以下「空家法」といいます。)に基づき、平成29(2017)年6月に「船橋市空家等対策計画(平成29年度~令和2年度)」を策定し、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施してきました。

このたび、計画期間の終了に伴い、これまでの取組や課題を見直すとともに社会情勢の変化等に対応した施策を着実に推進していくため、新たな「船橋市空家等対策計画」を策定します。

☆計画期間☆

令和3(2021)年度から 令和12(2030)年度までの10年間 (5年を目安に見直し)

↑計画対象地区 ↑

市内全域

☆ 対象とする空家等の種類 ☆

空家法第2条に規定する空家等のうち、主に住宅を対象とします。

空家等(空家法第2条第1項)

「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

※共同住宅の一室に居住者がいるなど、建築物などの一部でも使用されている場合は、「空家等」 に該当せず、空家法の適用の対象外となります。

☆ 計画の効果的な推進 ☆

計画の実効性を確保するため、毎年度、基本方針の具体的な取組状況について点検を行い、施策の有効性、効率性などの検証及び評価を行い、その結果を施策に反映させます。

☆ 計画の目標 ☆

「**人と人をつなぐこと」で、「ほっとかれる空家等をつくらない」**まちの実現を目標に、 市民一人ひとりが安全に安心して生活できるよう空家等対策を進めます。

★ 計画とSDGsとの関係

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。令和12 (2030)年を達成年限とし、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールと 169のターゲットから構成されています。

本計画においても、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」については、特に関連性が深いことから目標の実現に向け、取組を推進してまいります。

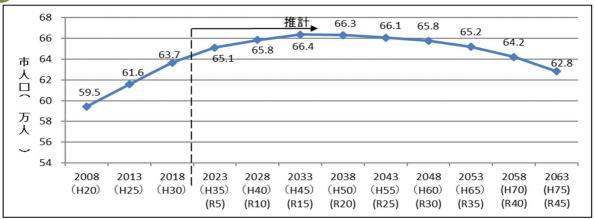






↑船橋市の現状↑

本市の総人口の将来推計(船橋市人口推計調査報告書[令和元年5月])



※平成30(2018)年までの人口は、4月1日時点の住民基本台帳人口

年齢3区分別人口の将来推計(船橋市人口推計調査報告書[令和元年5月])



※平成30(2018)年までの人口は、4月1日時点の住民基本台帳人口

空家所有者が維持管理を行う上での課題(船橋市空家等対策実態調査報告書)



空家所有者の建物の利活用における課題(船橋市空家等対策実態調査報告書)



↑ 今後の課題 ↑

本市においては、「平成30年住宅・土地統計調査結果」からも、近隣市と比較して現状では空き家率は低い状況ですが、市内全域に空家が見られており、将来的には周辺の生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等になる可能性がある「その他の住宅」の割合が高くなっていることから、現状の低い空き家率を将来に向けて維持していくためにも対策が必要となります。

市における現状や今後の空家増加の可能性を踏まえた課題を整理すると、以下のとおりとなります。

所有者等に

関する課題



建築物の老朽化 等とそれによる 地域への影響



中古住宅等の 流通・利活用に 関する課題



本計画では、空家等は所有者等が自らの責任により適切に管理することを前提とした上で、引き続き、適切に管理されていない空家等の解消に努めることのほか、問題が顕在化する前から講ずる空家発生の抑制対策、本市の地域特性や地域活性化などを図る観点からの空家等の有効活用に向けた取組、空家等の流通促進に向けた支援などについて検討を行い、関係機関、関係団体等と連携を図りながら、空家等に関する対策を実施してまいります。

☆基本方針ごとの具体的な取組金

1 空家化の予防

- (1) 空家化予防に対する庁内連携体制の整備・強化
- ② 業界団体など外部団体との空家化予防に対する連携体制の整備・強化
- ③ 空家等にさせないための啓発活動の実施・強化
- ④ 「マイホーム借上げ制度」等の周知
- ⑤ セーフティネット住宅の登録の促進
- ⑥ 住宅バリアフリー化等支援事業
- ⑦ 高齢者住宅に対する改造資金の助成、整備資金の貸付
- ⑧ 重度障害者住宅改造資金の助成、心身障害者等住宅整備資金の貸付
- ⑨ 住宅確保要配慮者への居住支援
- ⑩ 長期優良住宅の普及の促進
- ① 木造住宅の耐震診断費用の助成
- ② 木造住宅の耐震改修費用の助成
- ③ 危険コンクリートブロック塀等の撤去費用の助成
- (4) 市民参加のまちづくり支援事業

2 空家等の適正管理の促進

- ① 空家等のデータベースによる管理
- ② 所有者等からの相談受付、適切な管理の促進及び支援
- ③ 近隣住民等からの情報収集・相談受付
- ④ 所有者等による適切な管理への助言、情報提供
- ⑤ 所有者不明空家等への財産管理制度の活用
- ⑥ 困難事例を解消させる取組
- ⑦ 特定空家等に対する措置の実施
- ⑧ 管理不全の空家等に対する庁内連携体制の整備・強化
- ⑨ 外部団体との管理不全の空家等を防止するための連携体制の整備・強化
- ⑩ 適切な管理の促進等、空家等対策に関する啓発活動の実施・強化
- ① 空家等管理事業者の紹介
- ② 適正管理・除却への支援など、空家等対策に資する施策や手法の研究

3 空家等の利活用の促進

- ① 所有者等からの相談受付、空家等の利活用に関する支援
- ② 利活用に関する庁内連携体制の整備・強化
- ③ 外部団体との利活用における連携体制の整備・強化
- ④ 相談窓口の案内、その他の空家等対策に関する啓発活動の実施・強化
- ⑤「マイホーム借上げ制度」等の周知【再掲】
- ⑥ セーフティネット住宅の登録の促進【再掲】
- ⑦ 住宅確保要配慮者への居住支援【再掲】
- ② 空き家バンクなど、空家等の流通や利活用を支援する施策の検討
- ※当面の間は、太字下線の取組を優先するものとします。

☆ 空 家 等 に 関 す る 対 策 の 実 施 体 制 ☆

近隣の空家等に困っている市民の方への相談窓口

市民等から空家等の管理に関するご相談を受けたときは、現地の確認やその空家等の所有者等を調 査し、写真などで所有者等に空家等の状況を伝え、対応を促しています。

市



空家等の

管理についての相談

船 橋 市

- ・ 現地の確認
- 所有者等の調査



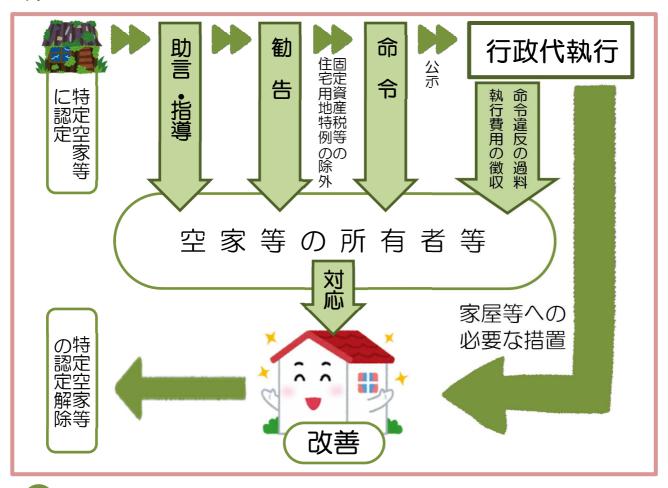
- ・改善の促し
- ・関係団体や

管理事業者の紹介

所空 者等 等の

特定空家等への対応

倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある場合において、空家等の所有者等による改善が見られない場合、周辺の生活環境に与える影響を考慮し、必要に応じて特定空家等に認定し、必要な措置を行います。



空家等の所有者等の相談窓口

専門的な知識を有する団体等と協定を締結し、空家等の所有者等が抱える問題を解決する相談窓口を 設置しています。



船橋市空家等対策計画(令和3年度~令和12年度)【概要版】 発行: 令和3年11月

編集·発行者:船橋市 市民生活部 市民安全推進課

〒273-8501 船橋市湊町二丁目 10番 25号 電話: 047-436-3110 FAX: 047-436-2299 メール: shian@city.funabashi.lg.jp

